

第四項 紹介手数料の返金に関しては、乙は、当該者が社員雇用年月日より3ヶ月以内に退職した場合は、理由の如何を問わず、紹介手数料の全額を甲に返還するものとする。なお、その場合は、甲は速やかに乙に電話にてその旨を伝えるものとし、所定の退職報告書兼返金請求書(以下返金請求書という)に記入後、乙に送付するものとする。また、退職日は、当該者が退職に関する意思表示をした日とする。しかし、当該者が無断退職した場合は、当該者の最終予定勤務日又は、最終勤務日を退職日とする。